

都道府県	市町村名	I 令和5年度就学援助制度の実施について																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		1. 就学援助制度の周知方法																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		(1)就学援助制度の周知方法(あてはまるものに○)										(3) 就学援助(要保護・準要保護)の申請期間 (あてはまるもの1つに○)					(5)就学援助(要保護・準要保護)の申請書の提出方法 (あてはまるもの全てに○)							(7)就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫 (あてはまるもの全てに○)						(8) (7)の力の内容																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
		ア 教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ 就学時健診の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ 学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ 入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク 民生委員やソーシャルワーカー等から案内を交付	ケ 教育委員会から案内を送付	コ その他	ア 申請締切を設定し、期間の内の申請を受け付け	イ 申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ 締切申請を受け付けており、締切の過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ 各学期で申請締切を設定し、各学期初めから援助	オ その他	ア 申請を希望する者が学校に提出	イ 申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ 申請を希望する者が学校に提出	エ 申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ 申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ 申請の有無にかかわらず、全員が学校にも教育委員会に提出	キ その他	ア 目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ 漢字にはフリガナを付記	ウ 援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ 各年度の間の総額の記載	オ 外国語の申請書を作成	カ その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
(2) (1)のコの内容										(4) (3)のオの内容・補足事項					(6) (5)のキの内容																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
35	35	23	20	12	16	13	9	21	3	3	10	10					1	2	31	0	1	1					14	8	14	0	0	0	1	1					16	2	11	12	3	3	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
群馬県	東吾妻町	○	○											○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				

都道府県	市町村名	1 令和5年度就学援助制度の実施について																				3. 家計急変世帯の認定について(準要保護)													
		2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給(要保護及び準要保護)																																	
		令和5年7月時点の市区町村の実施(検討)状況(あてはまるもの1つに○)																				(1) 当てはまるもの1つに○										(2) (1)のキの内容			
		＜中学校＞ (1) 実施・検討状況について							＜中学校＞ (3) (1)でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期。 イと回答した場合は導入開始を検討(予定)している時期							＜中学校＞ (4) (1)でアと回答した場合の支給時期 (複数回答している場合は最初の時期)						＜中学校＞ (5) (1)でウと回答した場合のその理由 (あてはまるものを全てに○)				＜中学校＞ (6) (5)のエ及びオの内容									
ア. 入学前支給を行っている	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ. 入学前支給を行っているが、現在検討していない	エ. そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ. そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ. その他	＜中学校＞ (2) (1)の力の内容	ア. 令和4年度(令和5年度新入学分)以前	イ. 令和5年度(令和6年度新入学分)	ウ. 令和6年度(令和7年度新入学分)以降	エ. 未定	ア. 8月以前	イ. 8月	ロ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬(入学式前)	ア. 予算の確保が困難だから	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ. 認定回数が増える、支給額に転居へした場合の対応など、事務作業量が増加するから	エ. (入学前支給とは異なる)自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ. その他										
35	35	25	3	5	0	1	1	1	25	0	0	3	0	0	0	0	1	2	9	13	0	2	1	5	0	0	0	10	1	20	0	2	1	1	1
群馬県	前橋市	○							○											○										○					
群馬県	高崎市	○							○											○								○							
群馬県	桐生市	○							○											○									○						
群馬県	伊勢崎市	○							○										○									○							
群馬県	太田市	○							○										○									○							
群馬県	沼田市	○							○											○								○							
群馬県	館林市	○							○											○								○							
群馬県	渋川市	○							○								○												○						
群馬県	藤岡市	○							○											○									○						
群馬県	富岡市	○							○										○									○							
群馬県	安中市	○							○								○											○							
群馬県	みどり市	○							○										○										○						
群馬県	榛東村	○							○										○												○				
群馬県	吉岡町	○							○											○								○							
群馬県	上野村		○							○																			○						
群馬県	神流町			○																			○						○						
群馬県	下仁田町		○							○																		○							
群馬県	南牧村					○																							○						
群馬県	甘楽町	○							○											○									○						
群馬県	中之条町	○							○											○									○						
群馬県	長野源町			○																			○						○						
群馬県	嬬恋村	○							○											○									○						
群馬県	草津町	○							○										○												○				
群馬県	高山村			○																			○					○							

都道府県	市町村名	1 令和5年度就学援助制度の実施について 2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給(要保護及び要要保護)																				3. 家計急変世帯の認定について(要要保護)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
		令和5年7月時点の市区町村の実施(検討)状況(あてはまるもの1つに○)																				(1) 当てはまるもの1つに○							(2) (1)のキの内容																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
		<中学校> (1) 実施・検討状況について							<中学校> (3) (1)でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討(予定)している時期							<中学校> (4) (1)でアと回答した場合の支給時期(複数回答している場合は最初の時期)						<中学校> (5) (1)でウと回答した場合のその理由(あてはまるもの全てに○)						<中学校> (6) (5)のエ及びオの内容							ア 従前より家計急変世帯の認定を行っており、その際と同様の基準により認定							イ 新たに認定基準等を整理し、その基準に準拠して認定	ウ 相談があった場合、事例に応じて個別に支援	エ 就学援助制度以外の経済的支援により対応	オ 新たに認定基準等を整理し、その基準に準拠して認定	カ 対象者がいない	キ 他	その																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		ア. 入学前支給を行っている	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討している	ウ. 入学前支給を行っていない	エ. そもそも入学前支給を行っていません。現在検討しているため、入学前支給を行っていない	オ. そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ. その他	<中学校> (2) (1)の力の内容							ア. 令和4年度(令和5年度新入学分)以前	イ. 令和4年度(令和5年度新入学分)	ウ. 令和5年度(令和6年度新入学分)以降	エ. 未定	ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬(入学式前)	ア. 予算の確保が困難だから	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ. 認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ. (入学前支給とは異なる)自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ. その他	<中学校> (6) (5)のエ及びオの内容																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				

[illegible]

都道府県	市町村名	I 令和5年度就学援助制度の実施について																				5. 生活保護基準見直しによる必要保護への影響及び対応について										6. 就学援助率		
		4. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																				4. (1)でソ、タに○をした場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和5年4月以降の対応										令和4年度		
		(1) 令和5年度当初における必要保護の認定基準(該当するもの全てに○)																																
		ア 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ 市区町村民税の非課税	ウ 市区町村民税の減免	エ 国民年金保険料の免除	オ 国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ 児童手当の支給	キ 保護者が職業安定所登録白星労働者	ク PTA会費、学費等の学校納付金の減免が行われている者	コ 個人事業主の課税の減免	サ 固定資産税の減免	シ 学校納付金の納付状況の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	ス 経済的な理由による欠席日数が多い者	セ 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	ソ 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)(例:生活保護の1.3倍、1.5倍等)(係数(倍率)を(2)に記入してください。)	タ 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)(例:生活保護の1.3倍、1.5倍(455万円)、1.5倍(455万円)等)(係数(倍率)を(2)に記入してください。)	チ 特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護の基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの(例:課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等)(係数および目安額を(3)に記入してください。)	ツ 市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの(例:課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等)(係数および目安額を(3)に記入してください。)	テ その他	(2) (1)でソ、タ又はチに○をした場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)	(3) (1)でツに○をした場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)	(4) (1)でテと回答した場合、その他の基準の内容	(5) 補足事項	(1) 令和5年4月以降、必要保護の認定基準として見直し後の生活保護基準を認定基準に反映させるか。		(2) (1)にて「ア」反映させる(新たな認定基準に更新)に○をした場合、令和5年4月以降、生活保護基準見直しにより、従前の基準であれば必要保護・必要保護として認定される保護者の認定結果に変動がある場合、生活保護基準見直しの影響に対して、何らかの対応を行っているか。		(3) (2)でエとした場合のその内容		(4) (1)で「イ」反映させないとした場合、いつの時点の生活保護基準を参照しているか。				
																																		係数(倍率)
35	35	30	30	26	24	26	28	15	14	21	22	18	16	19	18	11	6	4	0	5	20	0	5	2	8	8	3	4	1	0	0			8
群馬県	東吾妻町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																		5%未満	
群馬県	片品村	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○							○			国民年金の保険料の減免 職業が不安定で、生活が困難と認められる者										10%未満	
群馬県	川場村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3				○		○							5%未満	
群馬県	昭和村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○			1及び2に掲げる者のほか学校長又は民生児童委員が特に援助を必要と認める状態にある者で教育委員会で認める者										5%未満	
群馬県	みなかみ町	○	○	○	○	○	○			○	○				○																		10%未満	
群馬県	玉村町															○				1.2					○					平成24	12		5%未満	
群馬県	板倉町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.2				特になし。	○		○							5%未満
群馬県	明和町	○	○	○	○	○	○			○	○	○		○	○	○				1.2					○		○							10%未満
群馬県	千代田町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				1.5					○						H29	5		10%未満
群馬県	大泉町	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○		○			1.2						○					H24	12		15%未満
群馬県	邑楽町	○	○									○	○	○	○					1.5					○		○							10%未満

都道府県	市町村名	I 令和5年度就学援助制度の実施について																																												
		7. 令和5年度準要保護就学援助額																																												
		1. 小学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																																												
		(1) 費目毎の援助額																																(2)補足事項												
		学用品費								新入学児童生徒学用品費等								通学費								修学旅行費																				
費目の 設定の 有無	実費・ 現物支 給	支給平 均額	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和5 年度単 価	その他	補足事項	費目の 設定の 有無	実費・ 現物支 給	支給平 均額	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和5 年度単 価	その他	補足事項	費目の 設定の 有無	実費・ 現物支 給	支給平 均額	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和5 年度単 価	その他	補足事項	費目の 設定の 有無	実費・ 現物支 給	支給平 均額	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和5 年度単 価	その他	補足事項							
35		35	0	0	10	10	10	25	25	0	2	35	0	0	8	8	8	27	27	0	2	8	5	5	1	1	1	0	0	3	5	34	9	9	21	21	21	3	3	1	2	15				
群馬県	東吾妻町	○			○	11630	11630			○			○	54060	54060																	○			○	22690	22690							通学費 ・無償のスクールバスまたは徒歩での通学のため ・体育実技用具費 ・用具購入がなかったため ・クラブ活動費 ・クラブ活動に伴う費用が発生しなかったため ・生徒会費 ・小学校での会費徴収無し ・学校給食費 ・給食の無償化のため		
群馬県	片品村	○			○	11630	11630			○			○	54060	0					対象児童が0名													○			○	22690	222690								
群馬県	川場村	○						○	12000			○					○	21200																○			○	25000	25000							
群馬県	昭和村	○						○	11630			○					○	54060																○			○	22690	18863							
群馬県	みなかみ町	○						○	※		1年11,640円 そ の他13,590円	○					○	51110																○			○	21580	17478							
群馬県	玉村町	○						○	13900			○					○	54060																○			○	22690	20286							校外活動費(宿泊を伴うもの)の活動実績はなし。
群馬県	板倉町	○						○	11630			○					○	54060																○			○	22690	15300							校外活動費(宿泊を伴うもの):実績なし。 学校給食費:全児童生徒対象の学校給食費無料化に伴い、実績なし。
群馬県	明和町	○						○	11520			○					○	50600																○			○	21670	19221							
群馬県	千代田町	○			○	11630	11183					○			○	54060	54060																	○			○	21890	12308							
群馬県	大泉町	○						○	11630			○					○	54060				○			○	40020	0					実績なし		○			○	22690	16945							1. (1)費目毎の援助額にある「体育実技用具費」について、種目はスキーである。
群馬県	邑楽町	○						○	11630			○					○	54060																○			○	22690	20308							

都道府県	市町村名	1 令和5年度就学援助制度の実施について																														8. その他																
		7. 令和5年度準要保護就学援助額																																														
		2. 中学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																														(2)補足事項																
		(1) 費目毎の援助額																																														
		学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費																		修学旅行費								
費目の 設定の 有無	実費・ 現物支 給	支給平 均額	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和5 年度単 価	その他	補足事項	費目の 設定の 有無	実費・ 現物支 給	支給平 均額	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和5 年度単 価	その他	補足事項	費目の 設定の 有無	実費・ 現物支 給	支給平 均額	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和5 年度単 価	その他	補足事項	費目の 設定の 有無	実費・ 現物支 給	支給平 均額	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和5 年度単 価	その他	補足事項									
35		35	0	0	10	10	10	25	25	0	3	35	0	0	8	8	8	27	27	0	1	8	5	5	1	1	1	0	0	3	6	34	9	9	21	21	21	3	3	1	2	14	3					
群馬県	東吾妻町	○			○	22730	22730				○			○	63000	60000															○			○	60910	60910									通学費 ・無償のスクールバスまたは徒歩での通学のため 体育実技用具費 ・用具購入がなかったため クラブ活動費 ・クラブ活動に伴う費用が発生しなかったため 学校給食費 ・給食の無償化のため	福祉担当部局と連携し、経済的困難者の相談には速やかに対応し、制度案内等を行っている。		
群馬県	片品村	○			○	22730	22730				○			○	60000	60000															○			○	60910	53770												
群馬県	川場村	○						○	24600			○						○	24550													○			○	72000	59470											
群馬県	昭和村	○						○	22730			○						○	63000													○			○	60910	42000											
群馬県	みなかみ町	○						○	※		1年22,740円 そ の他24,490円	○						○	57980													○			○	57720	51925											
群馬県	玉村町	○						○	25000			○						○	63000													○			○	60910	60910											
群馬県	板倉町	○						○	22730			○						○	63000													○			○	60910	60910									校外活動費(宿泊を伴わないもの):実績なし。 学校給食費:全児童生徒対象の学校給食費無 料化に伴い、実績なし。	特になし。	
群馬県	明和町	○						○	22510			○						○	57400													○			○	60300	60300									学校給食費について、補足:中学1年・2年生 48,400円、中学3年生 46,200円		
群馬県	千代田町	○			○	22730	22730					○			○	60000	60000															○			○	60910	60910											
群馬県	大泉町	○						○	22730			○						○	63000			○			○	80880	0					実績なし	○			○	60910	60910								2.(1)費目毎の援助額にある「体育実技用具 費」について、種目は柔道、剣道、スキーとな り、上限額の内訳については、それぞれ7,650 円、52,900円、38,030円である。		
群馬県	邑楽町	○						○	22730			○						○	63000													○			○	60910	60910											